

# 「教養教育」評価報告書

(平成12年度着手継続分 全学テーマ別評価)

小樽商科大学

平成15年3月

大学評価・学位授与機構



## 大学評価・学位授与機構が行う大学評価

### 大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

#### 1 評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」）が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

#### 2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成 14 年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成 13 年度着手分については、以下の 3 区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

- 全学テーマ別評価（教養教育（平成 12 年度着手継続分）、研究活動面における社会との連携及び協力）
- 分野別教育評価（法学系、教育学系、工学系）
- 分野別研究評価（法学系、教育学系、工学系）

#### 3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

### 全学テーマ別評価「教養教育」について

#### 1 評価の対象

本テーマでは、学部段階の教養教育（大学設置基準に示されている「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ための教育）について、各大学が整理した教養教育の目的及び目標を実現するための取組状況及びその達成状況等について、評価を実施した。

この定義から、本評価では一般教育の内容を全部又は一部含む教育を対象とし、教養学部等における専門教育は取り扱わなかった。

対象機関は、設置者（文部科学省）から要請のあった、国立大学（大学院のみを置く大学及び短期大学を除く 95 大学）とした。

#### 2 評価の内容・方法

評価は、大学の現在の活動状況について、過去 5 年間の状況の分析を通じて、次の 4 つの評価項目により実施した。

- 実施体制、
- 教育課程の編成、
- 教育方法、
- 教育の効果

#### 3 評価のプロセス

- (1) 評価の準備のため、各大学の目的及び目標、取組状況等を調査し、実状調査報告書として平成 13 年 9 月に公表した。
- (2) 大学においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書（根拠となる資料・データを含む。）を平成 14 年 7 月末に機構へ提出した。
- (3) 機構においては、専門委員会の下に、専門委員会委員及び評価員による評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会で取りまとめ、大学評価委員会で平成 15 年 1 月に評価結果を決定した。
- (4) 機構は、評価結果に対する対象大学の意見の申立てのを行った後、最終的に大学評価委員会において平成 15 年 3 月に評価結果を確定した。

#### 4 本報告書の内容

「対象機関の概要」、「教養教育に関するとりえ方」及び「教養教育に関する目的及び目標」は、当該大学から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は、評価項目ごとに、「目的及び目標の達成への貢献の状況」（「目的及び目標で意図した実績や効果の状況」として、活動等の状況と判断根拠・理由等を記述し、当該評価項目全体の水準を以下の 5 種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・十分に貢献している。
- ・おおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・かなり貢献しているが、改善の必要がある。
- ・ある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。
- ・貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

（教育の効果の評価項目では、「挙がって」と、「余地もある」を「余地がある」と記述している。）

なお、これらの水準は、当該大学の設定した目的及び目標に対するものであり、大学間で相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目全体から見て特に重要な点を、「特に優れた点及び改善を要する点等」として記述している。

「評価結果の概要」は、評価に用いた観点及び当該評価項目全体の水準等を示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった大学について、その内容とそれへの対応を併せて示している。

「特記事項」は、各大学において、自己評価を実施した結果を踏まえて特記する事項がある場合に任意記述を求めたものであり、当該大学から提出された自己評価書から転載している。

#### 5 本報告書の公表

本報告書は、大学及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

## 対象機関の概要

大学から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名：小樽商科大学
- 2 所在地：北海道小樽市
- 3 学部・研究科構成  
(学 部) 商学部(経済学科, 商学科, 企業法学科, 社会情報学科, 商業教員養成課程。商業教員養成課程以外はそれぞれ昼間コース, 夜間主コースを持つ。)  
(研究科) 商学研究科(経営管理専攻。昼夜開講制)  
言語センター, ビジネス創造センター, 国際交流センター(学内措置)
- 4 学生総数及び教員総数  
学生総数 2,652 名(うち学部学生数 2,593 名)  
教員総数 131 名
- 5 特徴  
小樽商科大学は, 1911 年, 5 番目の官立高等商業学校として創立され, 1949 年, 戦後の学制改革にともない小樽商科大学として単独で昇格した。商学部のみ的小規模単科大学であるが, 国立大学にあっては 2 つしかない商学部(他は一橋大学), また一般教育や語学も擁する単科大学としての特色を追求し, 同時に北海道に位置する大学として地域社会にいかに貢献するかに意を注いできた。

## 教養教育に関する考え方

大学から提出された自己評価書から転載

1. 本学は平成 9 年と 13 年に教育課程の改革を行った。この改革は, 大学設置基準の大綱化に対応するとともに教養教育の充実をはかるために行われた。  
本学は, 教養教育を, 専攻にかかわらず, 「幅広く深い教養及び総合的な判断能力を培い, 豊かな人間性を涵養する」ための一般教養教育と, 教養分野の学問をより深く学ぶことを通じ, 専門教育と相俟って, 専門分野の研究をする際の視野を広げ, より深い洞察力を育成することをめざす教養教育(以下「専門的教養教育」という)の二つの意味で理解している。それぞれの具体的な考え方は以下のとおりである。
2. 一般教養教育: 高度に情報化・国際化された社会, 地球的規模での思考が求められる社会において, 人間についての根源的な理解を欠いた社会現象・社会活動の研究は無益なばかりでなく有害でさえある。そのため, 人文・社会・自然を根源的に捉えるための教育を早期に行うべきである。専門分野の研究が複雑・多様化すればするほど, このような教育が不可欠であり, それを受けた者こそが, 新しい時代を的確に洞察し, リーダーシップを発揮できる。  
また, 大衆化し, 多様な学歴をもった学生が入学してくる現代の大学にあっては, さらにその前提として, 学問への動機づけや, 学ぶための技法(論文の読み方, 討論のしかた, 報告のしかたの訓練)を開発するための教育を行うことが必要である。
3. 専門的教養教育: 既存の学問体系は, 現代の社会現象・社会問題を分析・研究するのに必ずしも適切なものとはなっておらず, 研究体系の転換が必要となっている。学生に対しても, 学際的な研究のもつ重要性を認識させる必要がある。学生のなかに, 既存の専門 4 学科の中で学びつつ, より根源的な問題関心のもとで研究したいという意欲がある場合にはこれを奨励すべきである。
4. 教養教育がめざすとされる「課題探求能力・総合的な判断能力の育成」, 「豊かな人間性の涵養」は, 究極的には, 教養教育・専門教育の区別にかかわらず, 4 年間の大学教育を通じて達成されるべきものである。

## 教養教育に関する目的及び目標

大学から提出された自己評価書から転載

### 1 目的

一般教養教育においては、以下のことを目的とする。  
知的技法を早い段階から開発する。

社会における具体的な問題に触れさせることにより、思考し学ぶ契機を与える。

少人数教育により、教師と学生及び学生間の人間的な交わりを通じた自己形成の場を作る。

異文化を理解するための及び専門教育における最新の研究成果を理解するための手段としての語学教育に力を入れる。

人文・社会・自然を根源的に捉え、かつ専門教育の基礎を獲得させるために必要な科目を広く提供する。

学生が、大学での勉学に不可欠な心身の健康の維持・増進を図り、自己健康管理能力を高めることができるように配慮する。

専門的教養教育においては、以下のことを目的とする。

学生に対し、自己の所属する学科の専門科目と並んで、人文・社会・自然・言語・健康科学の各研究分野の科目を提供し、専門科目としての修得を可能にすることにより、学生の多様な関心・興味に応える。

### 2 目標

上記の目的に関する目標は以下のとおりである。

#### (1) 目的 に関する目標

a.1 年次から、導入教育として、知的技法（大学で学ぶことの意味、学問の原理・方法の理解、文章作法、報告のしかた、文献の読み方、情報リテラシーの育成）を育てるための科目を置き、これを全学協力体制で運用する。

b.成績評価においても、学期末の試験だけでなく、授業での討論、レポート、小テスト等の多様な方法を採用する。

#### (2)目的 に関する目標

c.ビデオ教材や具体的な社会的事件等を素材にした講義を行い、毎回レポートを義務づけ添削することにより、学生に社会問題への関心を持たせる。また、様々な分野で活動している本学の卒業生を講師として招き、経済、経営その他社会における現実問題

に触れさせる。

#### (3)目的 に関する目標

d.1 年次から、ゼミナール形式の講義を行い、統一テーマのもとで、教師と学生の交流を通じた読み・書き・調べる作業を体験させる。

e.通常の講義においても、クラスを AB に分けることにより、学生の関心度に応じた講義、あるいは少人数による講義を行えるようにする。

#### (4)目的 に関する目標

f.多様な外国語科目を提供し、これを、最新の語学教育設備と少人数クラスによって教育する。

g.国際交流を推進し、本学の学生に、留学の機会を与え、外国人留学生と交流できる環境を整える。

#### (5)目的 に関する目標

h.人文・社会・自然の各分野に対応する多様な科目を配置する。テーマを随時見直して、学生の知的好奇心を刺激し、学びやすくする。

#### (6)目的 に関する目標

i.様々なスポーツ科目を提供し、運動に接する機会を提供する。また、健康を科学的にとらえるための科目を配置し、健康に関する知識を与える。

#### (7)目的 に関する目標

j.人文・社会・自然科学に関する科目、語学に関する科目、健康科学に関する科目及び教職に関する科目を専門科目として提供し、学生の関心に応じて修得できるようにする。また、さらに深く研究する学生のために研究指導（専門ゼミナール）として履修することを可能とする。

## 評価項目ごとの評価結果

### 1. 実施体制

#### 目的及び目標の達成への貢献の状況

##### 教養教育の実施組織に関する状況について

教養教育を検討するための組織としては、学部・大学院の教務委員会委員長と教育担当副学長及び学長が指名する教員から成る「教育課程改善委員会」があり、教育課程の方針・枠組み等を検討している。同委員会は平成10年からの活動を通じて、夜間主コースのあり方、インターンシップの導入、教員養成のあり方、単位互換などについて検討し、その結果は平成13年度の教育課程改革に反映されている。これらのことから、適切に組織されており、相応である。

教養教育を実施する教員体制としては、全学協力体制がとられているが、「知の基礎系科目」では全教官の約38%（46名）の参画であり、必ずしも十分とはいえないことから、一部問題があるが相応である。

教養教育に関する授業計画を立案する組織としては、一般教養教育（知の基礎系科目）の場合は、「教務委員会」が検討した方針を各委員がそれぞれの「学科会議（専門4学科，言語センター，及び一般教育系）」に諮り、各学科系から選出した担当者がさらに調整して計画を立てており、相応である。

教養教育の実施を補助・支援するための組織として、ティーチング・アシスタント（TA）を教養教育科目の授業の補助に充てる体制が整備されている。TAは授業科目ごとに1名の場合が多いが、実習を伴う場合は5～6名が従事することもある。平成13年度においては37科目で任用され、一般教育科目では16名となっている。また、国際交流に関しても「国際交流センター」及び「国際交流委員会」が設置されている。これらのことから、相応である。

##### 目的及び目標の周知・公表に関する状況について

目的及び目標の教職員・学生等における周知としては、学報、学園だより、及びホームページ等によって行われている。しかし、確実な周知の方策の検討が今後の課題であり、一部問題があるが相応である。

目的及び目標の趣旨の学外者への公表としては、ホームページと大学案内が主として用いられているが、ホームページの構成は必ずしも学外者にとってわかりやすい内容とはなっていないことから、一部問題があるが相応である。

##### 教養教育の改善のための取組状況について

学生による授業評価としては、平成10年度から「自己評価委員会」（現在は「大学評価委員会」）の責任のもとに実施され

ている。授業改善のアンケートは全教員（希望に応じて非常勤講師も）を対象に行われ、結果は公表されている。平成14年度からは授業評価の実施主体がFD専門部会に移り、報告書の作成、講演・ワークショップの開催等を通じて学内に議論を喚起し、改善のための提案・働きかけが活発化することが期待されている。これらのことから、相応である。

ファカルティ・ディベロップメントとしては、平成12年度から「教育課程改善委員会」の下部組織である「FD専門部会」が担当している。講演会の開催、研修会への若手教員の派遣、教員相互の授業参観、新任教員のための学内研修などを行い、教育問題への取組の必要性・重要性を学内に訴えてきており、様々な活動実績をあげている。これらのことから、優れている。

問題点を把握するシステムとしては、「教務委員会」が教養教育の授業計画の立案・実施に関する問題点を発見し対応策を審議する機能を担っている。発見された問題点は、個々の教員あるいは教務課等から、直接あるいは教育担当副学長を通じて「教務委員会」に提示され、「教務委員会」は各学科系や他の委員会の意見を聞いた上で対処している。夜間主コースの学生に対する夏学期の実施や、再履修の取り扱いといった、教育の現場に即した問題も処理している。「自己評価委員会」も定期的に自己点検を行っている。これらのことから、相応である。

問題点を改善に結びつけるシステムとしては、「教務委員会」で明らかになった問題点を各学科系の「学科会議」で検討し、その結果に基づいて「教務委員会」で審議の上、問題の解決・改善を計ることとなっている。このシステムは適切に運営され、履修制限単位数を現実的なものに改定するなどの成果をあげており、相応である。

##### 貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

##### 特に優れた点及び改善を要する点等

教養教育を支援する組織として、国際交流に関しては「国際交流センター」及び「国際交流委員会」が設置され、当該大学が特に力を入れている語学教育を補助的に支援する体制を構築しており、特に優れている。

ファカルティ・ディベロップメントとして、他の教員が受け持つ科目の授業参観や新任教官の学内研修、その他様々な取組がなされていることから、特に優れている。

## 2. 教育課程の編成

### 目的及び目標の達成への貢献の状況

#### 教育課程の編成に関する状況について

教育課程の編成の内容的な体系性としては、まず、一般教養教育に関する科目は、1年次から履修する「基礎科目」と「外国語科目」から成り、「基礎科目」は「人間と文化」、「社会と人間」、「自然と環境」、「知の基礎」(夜間主コースは「商学部基礎」)及び「健康科学」の5つの系に分かれている。最初の3つは人文・社会・自然の各分野に対応させたもので、それぞれ18科目、11科目、9科目を置いている。「知の基礎」系では、知的技法を開発するために8科目を置いている。「健康科学」では、スポーツ実技7科目のほかに、健康を科学的にとらえるための2科目を置いている。「外国語科目」では7カ国語を提供している。専門的教養教育に関する科目は2年次から履修できる「専門共通科目」と「教職共通科目」が設けられている。「専門共通科目」には、人文・社会・自然の各分野について、より専門的に学ぶため、科目が20科目設置されている。これらの科目については研究指導(専門のゼミナール)を履修することによって、さらに専門的な学修ができるようになっている。「教職共通科目」は教員免許を取得するために必要な科目を配置している。単位互換協定は、北海道大学経済学部と北海道教育大学との間で締結されているが、実際に他大学で履修を行った学生数は現状ではわずかである。これらのことから、相応である。

教養教育科目の実施形態としては、多様な学問分野、多様な外国語に触れることを目的に、「基礎科目」はすべての科目を2単位とし、系ごとに必修単位数を設定している。「外国語科目」は7外国語科目のうちから2科目が選択必修となっている。1年次の導入教育は必修単位が多く設定されており、知の基礎系の授業科目の運営については、全学協力方式を基本としている。「共通科目」全体の必修単位数は52単位であり、卒業所要単位124単位の約42パーセントである。「専門共通科目」は大部分を4単位としている。「教職共通科目」は2単位科目と4単位科目が混ざっている。「専門共通科目」と「教職共通科目」は、専門4学科において自学科及び他学科の「学科科目」と合わせて20単位までを卒業所要単位に換算することが認められている。これらのことから、相応である。

教養教育と専門教育の関係としては、1年次から4年次まで教養教育科目と専門教育科目を併置しているが、高学年になるほど専門教育科目が増える形で配置している。また、専門性をもった教養科目を設置し、専門科目と並行して履修させている。これらのことから、相応である。

#### 授業科目の内容に関する状況について

授業科目と教育課程の一貫性としては、「知の基礎」系の科目

は、大学で学ぶことについて教える「学問原論」、現実の問題を素材に読み・書く作法を訓練する「現代社会の諸問題」、少人数教育のための「基礎ゼミナール」、情報リテラシーのための「情報処理入門」、専門課程での学修に必要な数学的知識を訓練するための「基礎数学」、学内外の講師によるオムニバス講義の「総合科目」によって構成されている。「健康科学」系では、実技科目のほかに、健康についての知識を与える「生活と健康」と「予防の医学」が置かれている。学生は「知の基礎」系の科目により知的技法を習得しつつ、他の「基礎科目」を履修するようになっている。「外国語科目」では英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語、朝鮮語を提供している。「専門共通科目」においては、人文・社会・自然の各学問分野に対応した科目が配置され、「共通科目」による学修との接続性を意識した内容となっている。これらのことから、相応である。

#### 貢献の程度(水準)

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

#### 特に優れた点及び改善を要する点等

「知の基礎」系の科目の「総合科目」において、同窓会である緑丘会との提携により、社会の各分野で活躍しているOBやOGを講師として招いて日本の社会・経済の現状や問題を解説する講義が設けられている。一種のキャリア・ガイダンスとしての役割も果たすものであり、特色ある取組である。

### 3. 教育方法

#### 目的及び目標の達成への貢献の状況

##### 授業形態及び学習指導法等に関する取組状況について

授業形態としては、講義形式の授業のほか、1年生のために少人数形式の「基礎ゼミナール」が開講されている。基本的には演習形式であるが、化学や生物学では実験も行われており、OHP やビデオの使用を基本とする科目も見受けられる。語学分野では多種類の言語を少人数クラスで提供しており、ラボやマルチメディアホールを利用した視聴覚総合教育も取り入れられている。教育の効率を高めるための取組は積極的に行われており、問題点も把握されていることから、相応である。

学力に即した対応としては、「英語」や「数学」などで補習授業が行われており、将来的には語学教育における能力別クラスを拡大することも検討されている。1年間40単位以内の単位上限が設けられている。なお、学力の高い学生については3年間で卒業できる制度を設けているが、実績は示されていない。これらのことから、相応である。

授業時間外の学習指導法としては、オフィス・アワーについてはシラバスに記載がされることとなっている。また、これに関し、教官研究室での掲示やホームページによる周知も行われており、相応である。

シラバスの内容と使用方法としては、全科目を1冊に製本したものが学生に配布され、オリエンテーション時から活用されている。授業の目的、授業内容、使用教材、成績評価方法、履修上の注意事項などが記載されている。よくまとまった内容であり、全科目が掲載されていることから、学科を越えた幅広い履修構想が可能である。「授業評価アンケート」結果でも、シラバスが授業選択に役立ったとの回答が約60%あり、有用性が高いと判断できるものの、単位数分の履修に必要な学生の予習等の授業時間外学習を可能とするものになっておらず、一部問題があるが相応である。

##### 学習環境（施設・設備等）に関する取組状況について

授業に必要な施設・設備としては、ほぼすべての教室にVTR・OHP・プロジェクター・LAN 端子が設置されている。情報処理センター及び言語センターには端末が233台設置され、各室に設置された大型ディスプレイとカメラにより一人の講師が複数の教室を同時に指導できるようになっている。言語センターのマルチメディアホールは、コントロール・テーブルでの操作で視聴覚教育が可能である。また、これらの諸設備は逐次更新されている。これらのことから、優れている。

自主学習のための施設・設備としては、図書館、自習室、ビデオライブラリー、言語センターのマルチメディアライブラリー、情報処理センターのCAL ラボラトリー及び実習室、国際

交流センターの留学生ラウンジ等が整備されている。また、コンピューター及び光ケーブルが設置された専用のゼミ室も整備されている。「学生アンケート」の結果でも、実習室を週1日以上利用するものが6割を超えている。図書館は午後9時まで開館しており、情報処理センターの実習室の一部は午後10時30分まで利用が可能である。学生から利用時間の延長や土・日曜日の開放を求める声が多く寄せられたことから時間延長をしたものである。これらのことから、優れている。

学習に必要な図書・資料としては、開架で提供している図書が約6万冊ある。教官推薦図書の他に学生から要望された図書が毎月補充されている。教養図書と専門図書との区別が明確ではないが、相応の整備状況と推定できることから、相応である。

IT 学習環境としては、1学年の定員の3分の1以上が同時に利用できる端末機が設置されている。しかしながら、指導・保守のスタッフが十分に配置されているとはいえない状況であり、一部問題があるが相応である。

##### 成績評価法に関する取組状況について

成績評価の一貫性としては、単位の認定は3分の2以上の出席を条件とし、定期試験の結果だけでなく多様な方法を組み合わせで行っている。基本的には教員の教育・研究における良心に委ねられており、一貫性を保障するための全学的な取組は特に行われておらず、一部問題があるが相応である。

成績評価の厳格性としては、成績の評価を定期試験、平常点、レポートや小試験などの組み合わせで行っており、これらをシラバスに記載するとともに学生にも公表している。学生の意義申し立てにも対応しており、対応担当教官が一旦提出した成績表を変更するためには、教育担当副学長に理由を申し出て承認を受けなければならない、成績評価の厳格性を保障する取組もなされており、相応である。

##### 貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

##### 特に優れた点及び改善を要する点等

成績に関する個人情報の開示と成績評価に対する学生の異議申し立てを保障する制度として「教育担当副学長宛の投書箱」学生の声」を設置し、様々な要求に対応している。更に、教務課窓口でも成績評価に対する異議申し立てに対応しており、大体年間10件程度利用されている。これらは、学生の異議申し立てを制度的に保障しているものであり、特に優れている。



## 4. 教育の効果

### 目的及び目標で意図した実績や効果の状況

#### 履修状況や学生による授業評価結果から判断した教育の実績や効果について

個々の学生がどの程度、目的及び目標に沿った履修をしているのか、どういう科目区分のどのような科目を履修しているのかについて、明確な根拠資料・データは明示されていないが、全体の学生の履修状況を見ると、単位取得状況では、共通科目全体の優の割合が平成13年度の実績で30.6%となっている。履修人数については、「基礎ゼミナール」で増加している。「人間と文化」、「社会と人間」、「自然と環境」及び「知の基礎」ではおおむね平均的な人数になっているが、「人間と文化」、「社会と人間」系で増加が認められる。外国語科目では不合格者も多く出ている。他学科の専門科目、人文・社会・自然科学に関する専門科目、健康科学・教職に関する専門科目等を、専門教養科目として履修している学生も多数認められる。平成13年度の例ではそれぞれの系で30%前後の優取得率である。根拠資料・データが限定的であり、判断しきれない部分も残されているが、一般的には相応の教育効果が挙げられているものと考えられることから、相応である。

学生による授業評価結果として、教養教育関連科目に対する満足度をみると、「非常に満足した」（19.7%）「かなり満足した」（36.8%）となっている。逆に、「やや不満であった」、「非常に不満であった」を合わせても約15%であり、非常に高い満足度であるとは言えないまでも、比較的高い水準を示しており、学生の満足度はそれなりに高いものと認められる。また、学生の授業の理解度については、科目毎や系毎のデータではなく、抽象的なレベルのものであるが、各学科の学生とも授業が「非常に理解しやすかった」、「理解しやすかった」との評価が40%から70%の水準で認められることから、理解度も比較的高いものと推定される。これらのことから、相応である。

#### 専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断した教育の実績や効果について

専門教育実施担当教員（専門教育を担当する立場から）の判断としては、新カリキュラム導入後は、私語の減少や着席位置が教壇に近づくなど、学生の履修態度の改善が報告されている。また、質問が増加していることや、出席率が60%～70%を維持していることが認められている。一部の教官によるコメントであり、定量的な根拠資料やデータを用いての分析は行われていないが、ある程度の教育効果が推定されることから、一部問題があるが相応である。

専門教育履修段階の学生（専門教育を学んでいる立場から）の判断としては、的確な評価ができるだけの系統的な根拠資料・データがないことが確認された。これらのことから、分析できなかった。

卒業後の状況からの判断としては、教養教育の効果を的確に評価できるだけの系統的な根拠資料・データがないことが確認された。これらのことから、分析できなかった。

#### 実績や効果の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果がある程度挙げられているが、改善の必要が相当にある。

#### 特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは、前述の評価結果から、特に重要な点を、特に優れた点、改善を要する点、問題点として記述することとしているが、該当するものがなかった。

## 評価結果の概要

### 1. 実施体制

この項目では、当該大学が有する目的及び目標に照らして、(1)教養教育の実施組織に関する状況、(2)目的及び目標の周知・公表に関する状況、(3)教養教育の改善のための取組状況の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、教養教育を検討するための組織、教養教育を実施する教員体制、教養教育に関する授業計画を立案する組織、教養教育の実施を補助・支援するための組織、目的及び目標の教職員・学生等における周知、目的及び目標の趣旨の学外者への公表、学生による授業評価、ファカルティ・ディベロップメント、問題点を把握するシステム、問題点を改善に結びつけるシステムの各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、「国際交流センター」や「国際交流委員会」が語学教育を補助的に支援している点、ファカルティ・ディベロップメントとして様々な取組がなされている点を特に優れた点として取り上げている。

### 2. 教育課程の編成

この項目では、当該大学が有する目的及び目標に照らして、(1)教育課程の編成に関する状況、(2)授業科目の内容に関する状況の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、教育課程の編成の内容的な体系性、教養教育科目の実施形態、教養教育と専門教育の関係、授業科目と教育課程の一貫性の各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、「知の基礎」系科目の「総合科目」を特色ある取組として取り上げている。

### 3. 教育方法

この項目では、当該大学が有する目的及び目標に照らして、(1)授業形態及び学習指導法等に関する取組状況、(2)学習環境（施設・設備等）に関する取組状況、(3)成績評価法に関する取組状況の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、授業形態、学力に即した対応、授業時間外の学習指導法、シラバスの内容と使用法、授業に必要な施設・設備、自主学習のための施設・設備、学習に必要な図

書・資料、IT 学習環境、成績評価の一貫性、成績評価の厳格性の各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、学生の意義申し立てを制度的に保障している点を特に優れた点として取り上げている。

### 4. 教育の効果

この項目では、当該大学が有する目的及び目標において意図する教育の成果に照らして、(1)履修状況や学生による授業評価結果から判断した教育の実績や効果、(2)専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断した教育の実績や効果の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、学生の履修状況、学生による授業評価結果、専門教育実施担当教員（専門教育を担当する立場から）の判断、専門教育履修段階の学生（専門教育を学んでいる立場から）の判断、卒業後の状況からの判断の各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果がある程度挙がっているが、改善の必要が相当にある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、該当するものがなかった。

## 意見申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該機関に対して評価結果を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びにヒアリングにおける意見の範囲内で、意見がある場合に申立てを行うよう求めた。機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学評価委員会等において審議を行い、必要に応じて評価結果を修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該機関からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 実施体制</p> <p>【評価結果】 教養教育を実施する教員体制としては、全学協力体制がとられているが、「知の基礎系科目」では、全教官の約 38%（46 名）の参画であり、必ずしも十分とはいえないことから、<u>一部問題があるが相応である。</u></p> <p>【意見】 上記観点について「知の基礎系科目」では、全教官の約 38%（46 名）の参画であり、必ずしも十分とはいえない」との認識から上記の評価を頂いた。しかし、下記の理由から事実認識に齟齬があると思われる、再考していただきたい。</p> <p>【理由】 「知の基礎系科目」は全学協力体制の下で教官が毎年輪番で担当することになっている。確かに単年度を見れば 38%の参画であるが数年度を通算して見るならば、ほぼ全教官が協力して運営していることになる。この点を御理解頂きたい。</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 ヒアリングでの意見、自己評価書及び根拠資料・データからは、大学として全教官が「知の基礎系科目」に参加する方針であることは確認できるものの、大学からの意見に示されている、数年度を通算して見ればほぼ全教官が「知の基礎系科目」を担当していることについては、それを裏付ける根拠資料・データは確認できなかった。</p>
<p>【評価項目】 教育方法</p> <p>【評価結果】 教育の効率を高めるための取組は積極的に行われており、問題点も把握されていることから、<u>相応である。</u></p> <p>【意見】 上記の観点については、書面調査段階での評価案としては「優れている」との評価を頂いた。しかし評価結果では「相応である」との評価となっている。なぜ、評価が下がったのか理解しかねる。</p> <p>【理由】 上記の観点については、確認する根拠資料・データを求められ、ヒアリング時に資料を提示した（ヒアリング資料 15）。ヒアリング時にも、特に資料不備等の指摘はなく、したがって書面調査段階での評価案と異なる理由を理解しかねる。</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 判断結果において、「優れている」は特に顕著なものである場合に、「相応である」は目的及び目標に即して相応のものである場合に、「一部問題があるが相応である」は支障がない程度の問題を含む場合に用いることとしている。ヒアリング時に示した「書面調査段階での評価案」では、「優れている」との判断をしたが、提出された根拠資料・データやヒアリングでの意見から、大学における授業形態の状況を総合的に最終判断した結果、特に顕著であるとまでは言えないこと、また特段の支障がないと認められることを考慮し、当該判断としたものである。</p>
<p>【評価項目】 教育方法</p> <p>【評価結果】 IT 学習環境としては、1 学年の定員の 3 分の 1 以上が同時に利用できる端末機が設置されている</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>。しかしながら、指導・保守のスタッフが十分に配置されているとはいえない状況にあり、一部問題があるが相応である。</p> <p>【意見】 国立大学の場合、スタッフについては教職員の定員管理や予算上の制約があり、本学のような小規模大学では十分な配置ができない。 しかし、制約の中にあつて、下記のように教育上相当の工夫を行っており、こうした点に着目して頂きたい。</p> <p>【理由】 「知の基礎系」の「情報処理入門」においては専門学科である社会情報学科教官のみならず全学協力体制の下で多くの教官が参画して運営されている。したがって正規教育上は指導・保守の面で問題はないと考えている。</p>	<p>【理由】 判断結果において、「一部問題があるが相応である」は、支障がない程度の問題を含む場合に用いることとしている。 大学において限られた資源の中での工夫・対応がなされていると判断されるが、指導・保守のスタッフの充実という面では必ずしも十分ではなく、引き続いての大学の解決課題でもある。これらの現状を踏まえ、支障がない程度の問題を含むものと判断したものである。</p>
<p>【評価項目】 教育の効果</p> <p>【評価結果】 専門教育履修段階の学生（専門教育を学んでいる立場から）の判断としては、的確な評価ができるだけの系統的な根拠資料・データがないことが確認された。これらのことから、<u>分析できなかった。</u> 卒業後の状況からの判断としては、教養教育の効果を的確な評価ができるだけの系統的な根拠資料・データがないことが確認された。これらのことから、<u>分析できなかった。</u> [実績や効果の程度（水準）] これらの結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果がある程度挙がっているが、<u>改善の必要が相当にある。</u></p> <p>【意見】 「専門教育履修段階の学生（専門教育を学んでいる立場から）の判断」の観点において評価する的確な系統的な根拠資料・データがないことから「分析できなかった。」との評価には疑問を感じる。 大学評価・学位授与機構が求める評価の観点では、本学では適切に評価を行うことはできず、本観点は本学には馴染まないと考える。</p> <p>【理由】 専門共通ゼミ（一般教育分野の専門ゼミ）への履修者の増加を示す根拠資料を提示し（ヒアリング資料 28）、いわゆる専門教育段階の学生が一般教育分野への関心を高め、またその必要性を認識していることを示したつもりである。 本学では、教養教育を「課題探求能力・総合的な判断能力の育成」、「豊かな人間性の涵養」としてとらえており（「教養教育に関する考え方 4 参照」、一般教育分野のみならず学部段階の専門分野においても育成</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 意見 については、左記の理由に示されている「ヒアリング資料 28」において「専門共通ゼミナールのゼミ履修者全体における履修割合」の資料が提示されたが、当該評価項目においては、専門教育を学んでいる立場からの学生の判断から教育の効果を評価するものであり、上記資料で示された履修者数の推移のみをもって教育の効果を判断することはできなかった。 また、意見 については、専門教育実施担当教員の判断とは、専門教育を担当する教員の立場から見た教養教育の効果の判断であり、専門教育履修段階の学生の判断とは専門教育を学んでいる立場から見た教養教育の効果の判断であるため、教養教育と専門教育の区別を明確にしていない体制であったとしても、当該判断の妨げとはならない。 なお、全く根拠資料・データが提出されず分析できなかった観点については、当該観点での目的及び目標に即した実績や効果の程度が挙がっていることを証明できないものであるため、当該観点の実績や効果の程度を判断する際には、最も低い程度として整理している。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>すべき目的と考えている。そのため、いわゆるクサビ型カリキュラムを導入するとともに、一般教育分野についても専門教育の一部(専門共通科目, 専門ゼミの設置)として扱い、また「知の基礎系」にあっては専門学科教員も担当するなどの工夫をしている。このように学部レベルでは教養教育と専門教育を明確に区別しないカリキュラムを採用しており、観点設定の前提にあるような教養教育と専門教育とを区別し、教養教育の効果を部分的に区分けした評価に馴染まないと考えている。本学では、教養教育・専門教育を総合的に評価しながら教育の効果を高める努力をしている。</p> <p>なお、根拠資料やデータがないため「分析できなかった」ことは、必ずしも改善すべき点の存在を示すものではない。したがって、総合評価において「改善の必要が相当にある」との指摘は当を得ていないと思われる。根拠資料やデータを示すことができなかったことに相当の理由がある場合には、総合評価から外すべきであると考えられる。</p>	

## 特記事項

大学から提出された自己評価書から転載

小樽商科大学は、教養教育のために様々な取組を行ってきたが、その特徴をまとめると以下ようになる。

1. 高等商業学校からの伝統を受け継ぎ一般教育、外国語教育の教員を多数擁し教養教育を行ってきた。

2. 情報処理センター及び言語センターにおける機器を最新機種に更新すると共に、機器の設置台数も大幅に増やして、学生の利用に供している。これらの機器を駆使した IT 教育、外国語教育は大いに効果を挙げている。

3. 外国語教育については、平成 13 年度外部評価の評価テーマに設定し積極的に改善点を見つける努力に取り組んできた。

4. 全学の教員が幅広く担当して、教養教育に取り組んでいる。とりわけ「知の基礎」系における学問研究への導入、論文の読み方・書き方、資料検索の方法などのトレーニングによる自立した研究を可能にするスキル習得等が積極的に提供されている。

5. 総合科目（エバーグリーン講座）

様々な分野で活躍している本学卒業生が講師となり実社会で体験したことを講義し、学生が本学でどのように学び、これからの人生でそれをどう活かしていくか等を考えることを目的として、正規の授業科目として開設している。